

青森県報

第九百一号

令和七年
四月十四日
(月曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障
祉が課い) ……一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所
支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 国道二百七十九号と根田内一号臨港道路に関する兼用工作
物管理協定……………(道
路課) ……二

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(東青農林
水産事務所) ……三
- 右 ……同……………(三八農林
水産事務所) ……三
- 右 ……同……………(同) ……三
- 土地改良区の役員の就任……………(西北農林
水産事務所) ……三
- 右 ……同……………(上北農林
水産事務所) ……三
- 土地改良区の清算人の退任……………(同) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正……………(事
務局) ……四

告

示

青森県告示第二百七十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年四月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業の種類		障害児通所支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	種類	支援の	名 称	所 在 地	
合同会社ぶりんぐあつぷ	十和田市稲生町一六の四三	放課後等デイサービス	の	放課後等デイサービスせれくと	十和田市穂並町九の六四	令和七・四・一

青森県告示第二百七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和七年四月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業の種類		障害児通所支援事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	種類	支援の	名 称	所 在 地	
社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の一四	児童発達支援	の	発達支援センターコスモス	十和田市西二十一番町三一の一	令和七・四・一

青森県告示第二百七十五号

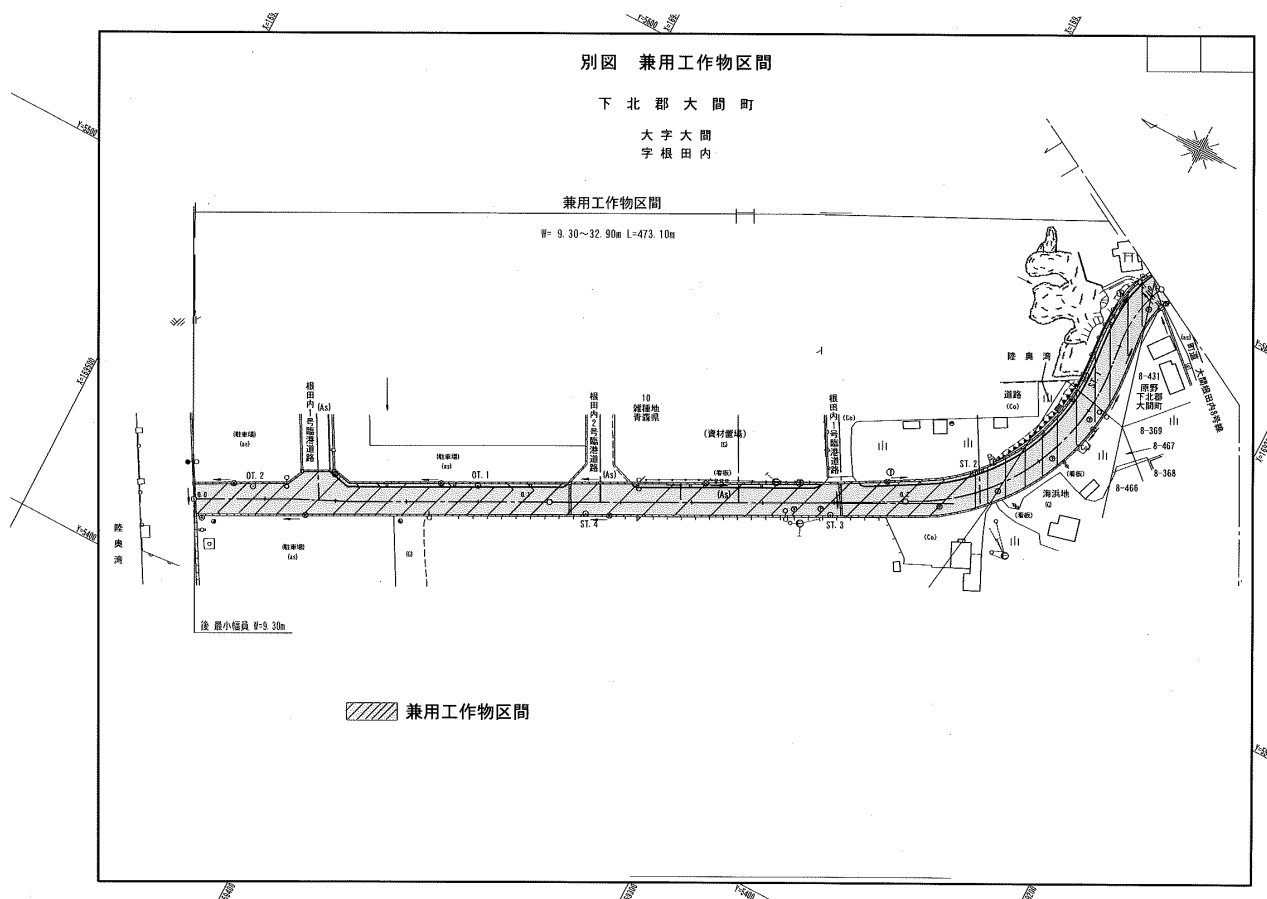
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により一般国道二百七十九号道路管理者宮下宗一郎と大間港港湾管理者宮下宗一郎との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第六項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部道路課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月十四日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 道路の種類及び路線名
- 一般国道二百七十九号
- 二 道路の位置
- 別図のとおり
- 三 管理を行う者の名称
- 一般国道二百七十九号道路管理者 青森県知事 宮下宗一郎
- 大間港港湾管理者 青森県知事 宮下宗一郎
- 四 管理の内容
- 1 一般国道二百七十九号道路管理者
- ア 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕
- イ 専ら道路専用施設に係る災害復旧
- 2 大間港港湾管理者
- ア 道路専用施設以外の施設の改築、維持又は修繕
- イ 専ら道路専用施設以外に係る災害復旧
- 五 管理の期間
- 令和七年三月十一日から道路の存続する日まで



出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森第二北部土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県東青農林水産事務所長 内 山 真 人

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県三八農林水産事務所長 大 和 山 真 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県三八農林水産事務所長 大 和 山 真 一

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

役員の 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	大沢 洋介	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎九五の一	令和七・三・一〇

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

役員の 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	二ツ森 英樹	上北郡七戸町字二ツ森家ノ下九一の六	令和七・三・七

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した滝沢平土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同条第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十四日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

氏 名	住 所	退任の年月日
沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	令和七・三・六
岡山 孝誠	〃 字滝沢平二の一〇一〇	〃
吹越 行一	〃 字日影林ノ上山四〇〇の一	〃
細井 義信	〃 字滝沢平三三八の二	〃
沢居 文男	〃 二の五七五	〃
長久保 則男	〃 二の一三五	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

令和六年十一月二十七日青森県選挙管理委員会告示第八十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和七年四月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政治団体の収支報告書の要旨の令和5年分(4)その他の政治団体のア統括表佐藤あきひろ後援会の項中

700,000
700,000
652,670
700,000
700,000
700,000

700,000
51,830
110,801
364,109
526,740
125,930
125,930
125,930

を に、

政治団体の収支報告書の要旨の令和5年分(4)その他の政治団体の(ア)寄附の内訳の表

桜田ひろし後援会連合会	政治団体	紀星会	62,700	弘前市
-------------	------	-----	--------	-----

を

桜田ひろし後援会連合会	政治団体	紀星会	62,700	弘前市
佐藤あきひろ後援会	個人	佐藤 陽大	700,000	六戸町

に訂正する。